

「知りたい！！ 福祉サービスのあれこれ 1」

～ 居宅介護サービス（ホームヘルパー）について その1

日常生活で、こんな助け・支援があったらいいな～という時の為に、福祉サービスを利用されている方々の体験を元に、わかりやすく支援の申請の仕方やサービスの申請の流れ、内容をお伝えします。今回は、居宅介護サービス（ホームヘルパー）の利用についてです。一般的な家事の支援サービスのことです。

申請の流れ 利用者 S さんに一問一答

Q1. ヘルパーさんに来てもらいたいと思ったきっかけは何ですか？

A1. 普段、相談に載ってくれている支援者さんに、片づけが出来なくなったり、不都合を感じていること、困っていることを伝えました。その時に、支援者さんが「第三者にお願いした方がいいのでは。ヘルパーさんに来てもらった方がいいですよ」と助言してくれたことが利用しようと思ったきっかけです。実際に、支援者さんが自宅にいらして、自宅の中をご覧になって、私の困り具合も分かった上でのことでした。

★ 居宅介護サービス（ヘルパーさんの利用）に際して支援者さんから言われたこと

ヘルパーさんとは、「一緒に手伝ってくれる人」なので、

↓

本来はあなた自身ができることが大切

自分で少しずつ出来るようになってきたら、徐々にヘルパーさんが来てくれる日数を減らしていく方向がいいですね。

段階的に出来ることを増やすことが良いのです。

就労で職場での支援をしてくれる、ジョブコーチと一緒にです。

Q2. 実際に申請される時には、どんな流れだったのですか。

A2. 「聴き取り調査というものがあって、区分認定調査によってヘルパーさんの利用ができます。

Q3. 聴き取り調査・区分認定調査って何ですか？

A3. 市町村の方1名 法人（所属して会員になっている法人、支援者）から1名 により

聴き取り調査がありました。

※緊張して上手く言えないこともあるかと思います。ご本人を良く知っている方（家族等）の同席は大事です。

Q4. 区分認定って何ですか。どんな内容ですか。

A4.その人の障がいや出来ること、出来ないこと、助けが必要なこと 106項目で質問されます。

★具体的には→

手・足が動かせますか。

目が見えますか。

清潔保持について 身体の清潔を保てますか。入浴ができますか。

等具体的に身体的能力についての問いが多いのが特徴です。(元々介護サービスなので)

Sさんは自分の精神的なこと、生活のしづらさを伝えました。

★精神的には Sさんの場合 疲れたり、精神的に辛くなってしまうこと

→ うつっぽくなってしまう 気持ち・体調に波がある

→ 家事 料理・洗濯が出来るが、片づけ・掃除が出来ない

Q5. 認定区分調査を終えてどんな感じでしたか。

A5. 自宅に来てくれたので、話しながら聴き取りしてくれていたのも、あまり緊張せずに、普通に話げできました。気が付いたら終わっていたという感じです。

Q6. 調査の後はどんな流れですか。

A6. 一か月半くらいして、結果が出ました。

区分がいくつという内容で、その結果が私の元に来ました。それを支援員さんに伝えました。そして、いつからサービスを利用するか、何曜日にするかを決め、支援者さんが書類にしたものを、私が確認し、印鑑を押しました。

その書類が市へ → 通知の受給者証が自宅に送られてくる → サービスの開始

(調査から2か月でサービスの開始が出来ます)

(ヘルパーさんが派遣される事業所もこの段階で決定済み)

→ 利用規約を読む

項目 … 利用料金

約束事 … 例 お礼の気持ちでヘルパーさんにお金を渡してはいけない等
身体介護・家事援助をしてもらえます。

具体的には → 家事援助では、車で買い物したものや灯油を運んでもらう
身体介護では、共に掃除をするなど

買い物は自分で行く (Sさんの場合)

★利用される方の障がいの状態—認定区分によっても必要とされるサービス内容は異なります。

★サービスを利用する際

障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画(案)を障害者相談支援専門員と一緒に作ります。ケア会議も行なわれます。

Q7.その後のサービス内容の変更などはありますか？

A7.モニタリングがあります。(利用後の追跡調査)

一ヶ月に一回、サービスが適切に行なわれているかや内容の変更等、振り返ります。

ヘルパーさんは自宅に来てくれる度に、サービスの内容を記録されるので、私(利用者)がその内容を毎回、確認しています。

サービスの更新は一年後です。

Q8.利用料について

A8.利用者の収入によって変わります。非課税世帯は利用料は無料です。

何か特別なことをしてもらうには、別料金を払います。例えば、換気扇の掃除や窓ふき、大掃除関係です。

Q9.ヘルパーさんに来て頂いてどんな風に感じますか。

A9.自分が自立する為に使うのだと思っています。来て頂いて、気持ちが軽くなりました。

夫とも片づけのことで言い合いにならなくなったので、とても嬉しいです。

Sさん、ご協力どうもありがとうございました。

上記内容はあくまでもSさんの事例です。サービスの内容に関しては、おひとりおひとり異なりますので、ご参考にしてください。

福祉サービスのご利用に関しては、各市町村の障害福祉課窓口までご相談ください。

(認定区分は、法改正により、今年の4月から調査項目数が変わりました。

現在の108項目から80項目に変更されています。内容については、また変更内容などを追ってお知らせいたします。)

(この文章は相談員さんに監修を受けています)

(文責 大堀尚美)

次回このシリーズでは、別の事業所の居宅サービス(ホームヘルプサービス)をご利用されている別の女性の方の体験・ご感想を掲載する予定です。

★皆さまが日常生活で、福祉サービスについてお知りになりたいこと等を、ポプラの会までご連絡頂ければ大変幸いです。ご希望に添える様に努めますので、ポプラの会事務局までご連絡ください。

メール・郵送・FAX・電話でも結構です。

連絡先 住所 〒380-0928

長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター2階

電話 026-228-3344 FAX 026-224-3777 E-mail: nagano.peer-support@kind.ocn.ne.jp